

事 務 連 絡

平成 28 年 3 月 8 日

会 員 各 位

公益社団法人 兵庫県臨床検査技師会

会 長 中町 祐司

会員の「会員行動規範」の遵守について

会員の皆さまにおかれましては、ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

平素は技師会活動にご支援ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、会員の倫理管理について、一般社団法人日本臨床衛生検査技師会「会員行動規範」平成 24 年 2 月 12 日制定に基づき、会員自らその規律に務められておられることと存じます。

しかし、報道によれば 2 月に入り臨床検査技師による患者情報漏えいならびに看護師に対するハラスメント等の不祥事が連続して発生しました。これらの不祥事は、臨床検査技師全体の信用失墜につながり、国民においても不審を招くものと言わざるを得ません。きわめて遺憾に存じます。

常に法令遵守の徹底と倫理意識の向上に努め、自らの行動を厳しく律するとともに、このような不祥事の再発防止にご協力をいただきますようお願い申し上げます。